

部活動における外部指導者に関する校内規約

沖縄県立浦添高等学校

【規約】

この規約は、本校の部活動の活性化と生徒達がより充実した高校生活を送るために貢献していただける外部指導者（以下、指導者）について定めたものである。

- 1 現に活動している部で、原則として本校職員の中に専門的に指導できる者がいない場合、地域又は他団体から専門的な指導者を招いて部活指導の手助けを願うことができる。
- 2 学校は、指導者としてふさわしいと判断した場合、学校長が指導者として認め委嘱状を交付する。
- 3 指導者は、当規約を守り、情熱を持って生徒の指導にあたることを約束し、学校長に誓約書を提出する。
- 4 指導者は、部活動が学校教育の一環であることを理解し、沖縄県教育委員会「部活動等の在り方に関する方針」、本校校則、部活動規定、高体連等の約束事を遵守する。
- 5 指導者は、活動（対外試合を含む）については顧問と相談の上で計画し、引率については外部指導者が同行する際でも必ず顧問が行う。
- 6 指導者は、部員の進路指導に関してはすべて学校（学校長と判断する）を通して行い、決して単独では話をしない。
- 7 指導者としての任期は1年とし、4月1日から3月31日までとする。
- 8 指導者は、前年度から継続し引き続き指導者となる場合は、再度、規約を確認し、学校長に誓約書を提出し、更新手続きを行うものとする。
- 9 指導者は、指導上知り得た生徒個人の情報等について、秘密を守り、絶対に他言しない。
- 10 対外試合や大会への参加や引率時の費用は、原則として個人負担とする。
- 11 学校長は、指導者から申し出があったり、あるいは、指導者が本規約を遵守していないと判断したときは、年度途中であってもその任を解くことができる。

この規約は、平成29年5月18日より実施
令和5年5月10日 一部改定

- 補足① 学校の教育目標を推奨する活動にも取り組む
補足② 校長がハラスメントと判断する行為は行わない
補足③ 体罰の禁止